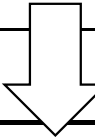


## 宮津市自殺対策計画の策定にあたって

<p>自殺の背景</p>	<p>精神疾患、過労、生活困窮、育児・介護疲れ、いじめ、孤立など様々な社会的要因</p> <hr/> <p>【新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響】</p> <p>失業や休業・休職等による就労環境の変化等により収入が大きく減少するとともに、生活の不安定化や住居喪失等の危機的状況に置かれる中で心身面に不調をきたすなど、自殺の危険性が高まっている相談者も少なくないと考えられる。</p>		
<p>法の整備</p>	<p>■自殺対策基本法（平成18年法律第85号）</p> <p>■自殺対策基本法の一部を改正する法律（平成28年法律第11号）</p> <p>【策定の義務化】都道府県及び市町村は、自殺総合対策大綱及び地域の実情等を勘案して、地域自殺対策計画を定めるものとする（改正法第13条）</p>		
<p>自殺対策に係る計画策定の背景</p>	<p>自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。（法第1条）</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;"><b>【自殺総合対策大綱】H24. 8閣議決定</b></p> <p style="text-align: center;">～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～</p> <p style="text-align: center;">地域レベルの実践的な取組を中心とする自殺対策への転換</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;">当 面 の 重 点 施 策</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 自殺の実態を明らかにする</li> <li>2 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す</li> <li>3 早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する</li> <li>4 心の健康づくりを進める</li> <li>5 適切な精神科医療を受けられるようにする</li> <li>6 社会的な取組で自殺を防ぐ</li> <li>7 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ</li> <li>8 遺された人への支援を充実する</li> <li>9 民間団体との連携を強化する</li> </ol> </td> </tr> </table>	当 面 の 重 点 施 策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 自殺の実態を明らかにする</li> <li>2 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す</li> <li>3 早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する</li> <li>4 心の健康づくりを進める</li> <li>5 適切な精神科医療を受けられるようにする</li> <li>6 社会的な取組で自殺を防ぐ</li> <li>7 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ</li> <li>8 遺された人への支援を充実する</li> <li>9 民間団体との連携を強化する</li> </ol>
当 面 の 重 点 施 策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 自殺の実態を明らかにする</li> <li>2 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す</li> <li>3 早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する</li> <li>4 心の健康づくりを進める</li> <li>5 適切な精神科医療を受けられるようにする</li> <li>6 社会的な取組で自殺を防ぐ</li> <li>7 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ</li> <li>8 遺された人への支援を充実する</li> <li>9 民間団体との連携を強化する</li> </ol>		

都道府県

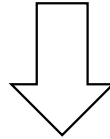
- 全都道府県で自殺対策計画の策定→京都府自殺対策推進計画 [H28～H32 (5年間)]
- 地域自殺対策推進センターの設置→地域自殺対策推進センター連絡会議

丹後保健所

○ みんなで支え合う丹後こころの支援ネットワーク [参画団体：2市2町関連団体(150団体)]

市町村

- 大綱と都道府県計画に基づき策定義務化→『宮津市自殺対策計画の策定』
- 宮津市自殺対策推進協議会の設置



計画策定の流れ

- 1 意思決定の体制をつくる
  - (1) 行政トップが責任者となる
  - (2) 庁内横断体制を整える
  - (3) 広く住民の参加を得る
  - (4) 地域ネットワークの参加を得る
- 2 関係者間で認識を共有する
  - (1) 地域の自殺実態を共有する
  - (2) 自殺対策の理念等を共有する
  - (3) 自殺対策の目標を共有する
- 3 地域の社会資源を把握する
  - (1) 庁内の関連事業を把握する
  - (2) 地域の様々な活動を把握する
- 4 自殺対策計画を決定する
  - (1) 計画の全体構成を考える
  - (2) 各事業の担当・実施時期の明確化
  - (3) 検証可能な指標や目標を定める

計画の策定

- 1 計画名称
- 2 計画の構成
  - (1) はじめに
  - (2) 計画策定趣旨
  - (3) 現状・特徴
  - (4) 従来の取組
  - (5) 施策・取組
  - (6) 基本施策
  - (7) 重点施策
  - (8) 推進体制
  - (9) 評価指標

計画の進捗

庁内横断体制による推進状況の確認  
推進協議会への報告